

2項目 賃金(最低賃金)

働いて受け取る賃金(給料)はとても大事!法律にもいろいろな決まりがあります。



※賃金などの働く条件は働く人の合意なく変えることはできません。

賃金とは?

賃金とは、給料・手当・賞与(ボーナス)などの呼び方にかかわらず、会社が働く人に対して「働いたことの対償として支払うすべてのもの」をいいます。

賃金(賞与などを入れない)は…

①お金で、②会社から働く人に直接、③全額を、④毎月1回以上、⑤会社が決めた日に支払わなければならないことになっています。



◆最低賃金

会社は働くすべての人に最低賃金(働く人がもらえる一番安い賃金)以上の賃金を支払わなければならないことが、「最低賃金法」で定められています。

大阪府の最低賃金は時間額(1時間あたり)1,114円です(令和6年10月1日時点)。

(最低賃金は毎年、都道府県ごとに決められ、最低賃金額も都道府県によって違います。)



ポイント!!

— 賃金の未払い —

もし賃金を支払ってもらえなかったり、賃金が労働契約で約束した額より少なかったり、最低賃金以下の金額だった場合、本当に貰える額との差額を支払うよう求めることができます。

自分で会社に支払いを求めてもダメな場合は、給与明細や賃金の決め方がわかる書類(労働契約書、労働条件通知書、就業規則など)、働いた日数や時間数がわかる書類(タイムカードのコピー)などをそろえて、国の労働基準監督署に申告できます。

3項目 働く時間、休み時間、休みの日

働き過ぎは心身の健康を害します!

ゲームが欲しいBさんは、お金を貯めるためにアルバイトを始めました。 	しかし、アルバイト先は、仕事内容がとてもキツイお店だったのです。 実は働く時間が15時間を越える日が5日続いているよ〜 トホホ... 	結局Bさんは、体調が悪くなり、仕事を辞めることになりました。 
--	---	--

労働時間とは?

労働時間とは、働く時間のことです。会社と約束した働く時間は仕事をしなければなりません。

働く時間は、法律で次のように決まっています(法定労働時間といいます)。

1日の働く時間=8時間以内(休み時間を入れない)

1週間の働く時間=40時間以内(休み時間を入れない)



1日の働く時間が8時間を超えていた場合は割増賃金を支払ってもらう必要があります!詳しくは次のページへ!

◆ 休み時間

会社は働く時間が1日に6時間より長い場合は少なくとも45分間、8時間より長い場合は少なくとも1時間の休み時間を働く時間中に与えなければなりません。

◆ 休みの日(法定休日)

働く契約において、働く義務がないとされている日をいいます。会社は働く人に対して、「毎週少なくとも1日」か、「4週間の間に4日以上」の休みの日を与えなければなりません。

いろいろな人たちが生活している社会 ~「共生社会」~

「共生社会」は、いろいろな人たちが、同じように暮らしていくことのできる社会です。障がいがある人・ない人や男性・女性に関係なく、年をとった人、若い人、すべての人が幸せに暮らしていくために、自分や他の人を大切に、みんなが助け合い、元気な社会を作ることが大切です。

また、会社は、障がいのある人に困りごとがある場合は、できる限り対応する必要があります。これは「合理的配慮の提供」といい、法律で決められています。

配慮<くづばり>が必要とされる人の困りごとは一人ひとりです。会社で困りごとがあれば、まずは上司など周りの人に相談してください。

第3章

4項目 時間外労働と割増賃金

残業したら賃金は割り増しされます!でも、働きすぎはNG!

飲食店で毎日忙しいCさん。注文を受けたり、調理や会計の仕事があったり、することがいっぱいです!

残業が結構続いて疲れ
るなあ。でも頑張ろう!

ところが先輩から・・・

うちはどれだけ働いても残業代は
出ませんよ。でも頑張て!

残業代がもらえないなんて、ひどすぎるよ!

◆時間外労働とは：所定労働時間(※)または法定労働時間(※)より長く働くこと

◆深夜労働とは：午後10時～午前5時の間に働くこと ◆休日労働とは：法定休日(※)に働くこと

※所定労働時間とは、会社で決められた働くこととなっている時間、法定労働時間(p7参照)とは、法律で決められた働く時間のこと、法定休日(p7参照)とは、法律で定められている休みの日のことをそれぞれいいます。

法定時間外労働、深夜労働、休日労働をした場合、会社は、通常の賃金より割増した賃金(割増賃金)を働く人に支払わなければなりません。

◆割増賃金の割増率 ※アルバイトやパートタイムで働く人も対象です。

区分		割増賃金率
時間外労働	原則(1日8時間超、1週40時間超)	25%以上の率
	1か月45時間を超える場合	25%を超える率(努力義務)
	1か月60時間を超える場合	50%以上の率
休日労働		35%以上の率
深夜労働(原則午後10時～午前5時)		25%以上の率

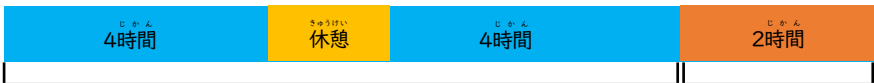


— 割増賃金の計算方法 —

例: 時給1,200円

朝の8時から19時まで(うち休み1時間)働いた場合の一日の賃金は

8:00 12:00 13:00 17:00 19:00



法定労働時間(8時間労働)内

時給1,200円×8時間+(時給1,200円×1.25)×2時間
=9,600円+3,000円=12,600円

法定時間外労働(8時間を超えている)

→割増賃金25%以上が発生

5項目 年次有給休暇

アルバイトには年次有給休暇がない？

お金が貯まるし、
アルバイトは楽しいなあ。



ちょっと休みをもらいたいな。
よし、上司に聞いてみよう。

うちは社員には
有給休暇があるけど、
アルバイトには
有給休暇はないよ！

それって本当ですか？
前に働いていたところは、
アルバイトにも有給休暇
はあったけど・・・

年次有給休暇とは？

会社から賃金をもらいながら、休みたい日に休むことができる制度です。労働基準法第39条で定められています。



◆取得条件：働きはじめた日から**6か月**続けて働いている人で、働く日の**8割以上**働いた人

※会社は、取得条件を満たしたすべての働く人（パート・アルバイトなどを含む）に、年次有給休暇を与えなければなりません！

◆取得理由：休み理由を会社に言わなくても休むことができます

※ただし、会社が忙しいときは、会社から「休む日を変えてほしい」と言われることもあります。



＜年次有給休暇を与える日数＞

勤続年数 5日または 週30時間以上 週30時間未満 4日 3日 2日 1日	6か月	1年 6か月	2年 6か月	3年 6か月	4年 6か月	5年 6か月	6年 6か月以上
5日または 週30時間以上	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日
週30時間未満	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
4日	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
3日	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
2日	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
1日	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日



ポイント!!

— 年次有給休暇の時効 —

年次有給休暇の時効（権利がなくなるまでの期間）は2年間です。年次有給休暇を与えられた日から2年経つと、なくなってしまいます。

6項目 職場のいじめ・嫌がらせ

嫌がらせを受けたとき、どのように対応すればいいのでしょうか？



職場とは？

- ・就業場所のほか、仕事の訪問先（取引先の会社、顧客の自宅など）、社用車（会社の車）の車内などが職場に当たります。
- ・会社の人が参加する宴会（飲み会）や旅行も職場に当たることがあります。

主な職場のいじめ・嫌がらせの種類

◆パワーハラスメント（パワハラ）

職場での立場が上の人（※）からの、働く上で必要な範囲を超えた暴力や暴言、職場でのふさわしくない言動などにより、働きづらくすること。

※社長、上司、先輩、長年働いている人など、同僚が対象となることもあります。

- *例えば・・・**
- ・身体的暴力（なぐる・けるなど）
 - ・精神的暴力、暴言
 - ・仕事がもらえない、一人でできない量の仕事をさせる など

◆セクシュアルハラスメント（セクハラ）

職場での性的な言動（言葉・行動）に対して、拒否や抵抗をしたことによって会社が一方的に働く人を辞めさせるなどの不利益を受けることや、性的な言動によって、働きづらくすること。

- *例えば・・・**
- ・体に触れる
 - ・性的な関係を求める
 - ・性的な話をする、噂を流す など

◆マタニティハラスメント（マタハラ）／ケアハラスメント（ケアハラ）

子どもを産むこと、子どもを育てること、家族の世話のことで休む制度などを利用するときに、上司や同僚などの言動によって働きづらくすること。

できれば、ハラスメントをした人に「やめてください」と言ってください。

記録（いつ、どこで、なにをされて、どう感じたか）や、証拠を残し、それをもとに会社（社内窓口、人事部、総務部など）に改善を求めましょう。改善されない場合は相談機関（p14参照）へ相談しましょう。